

理事の職務権限及び決裁規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「本センター」という。）の理事の職務及び権限について定め、一般社団法人としての業務の適切かつ効率的な執行を図る事を目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び本センターが定める規則・規程等を遵守するとともに、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(代表理事)

第3条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本センターを代表し、その業務を統括すること。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰すること。

(業務執行理事)

第4条 業務執行理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、代表理事を補佐し、本センターの業務を執行すること。
- (2) 代表理事に事故あるとき又は欠けたときにおいて、代表理事の業務執行に係る職務を代行すること（法人の代表を伴わないものに限る。）。

(補足)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は別表に従い、理事会の決議により別に定める。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、平成30年6月1日より施行する。